



10月1日スタート！滋賀県子どもの権利委員会の設置について

今年3月に制定した滋賀県子ども基本条例に基づき、電話等の相談だけでは解決しない子どもの権利侵害事案に対し、弁護士や心の専門家等の委員が解決に向けた活動などを行う「滋賀県子どもの権利委員会」を令和7年10月1日に設置します。

また、設置に併せて、委嘱状の交付および第1回滋賀県子どもの権利委員会を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

日時、場所、内容について

- 日時：令和7年10月1日(水)10時00分から11時30分まで
- 場所：滋賀県庁本館 4-A会議室(大津市京町四丁目1-1)
- 内容(予定)
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 子ども若者部長あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 委員長選任
 - (5) 議事
 - ① 滋賀県子ども基本条例および子どもの権利の救済について
 - ② 広報・啓発の取組について
 - ③ 滋賀県子ども・子育て応援センターにおける相談対応の状況について
 - ④ 事例検討
 - ⑤ その他

会議の公開について

上記内容のうち、(1)から(5)③までは公開により行い、(5)④以降は非公開により行う予定です。なお、会議の公開部分についての傍聴取材および撮影は可能です。

会議終了後、会場において委員長による取材対応を行います。(11時30分頃を予定)

傍聴について

5名(先着順)

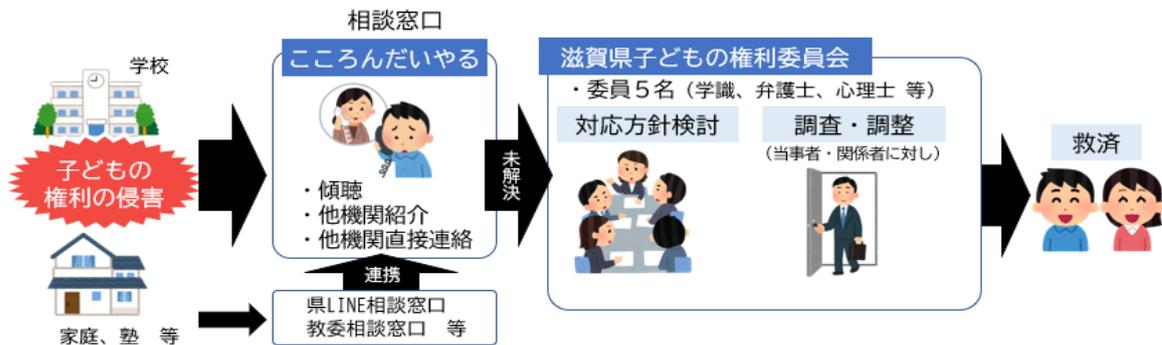
傍聴を希望される方は直接会場へお越しください。受付は当日9時45分から行います。

滋賀県子どもの権利委員会について

滋賀県子どもの権利委員会は、滋賀県子ども基本条例に基づき設置する知事の附属機関です。

滋賀県子どもの権利委員会は、以下の3点に取り組みます。

- 子どもを権利侵害から守る**個別救済**…電話等の相談だけでは解決しない子どもの権利侵害事案に対し、弁護士や心の専門家等の委員が解決に向けた調査・調整を行います。



滋賀県子どもの権利委員会による調査・調整を希望される場合、まずは県子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）に相談をお願いします。

こころんだいやる TEL：0120-0-78310 毎日午前9時～午後9時（12/29～1/3は休）

- 子どもの声を踏まえた**制度提案**…個別救済の過程で明らかになった制度的課題などについて知事に意見を述べることができます。
- 子どもの権利の**周知啓発**…委員による出前講座の実施など、県が行う条例や子どもの権利に関する周知啓発に協力します。

【委員一覧】任期：令和7年10月1日～令和10年9月30日

氏名	分野	現職
浦田 雅夫	心理	京都女子大学発達教育学部教授
久保 宏子	社会福祉	CAP 滋賀 事務局 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが 理事
野田 正人	学識経験者	立命館大学名誉教授 国立教育政策研究所フェロー (一社)SSW 情報研修センター 代表理事
森 由利子	教育・人権	(公財)滋賀県人権センター 副理事長
山本 久子	法律	草津法律事務所

(50音順)